

第66号議案

愛南町手数料徴収条例の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和5年12月15日提出

愛南町長 清水 雅文

提案理由

戸籍法の一部改正及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の公布に伴い、条例を改正する必要があるため。

愛南町手数料徴収条例の一部を改正する条例

愛南町手数料徴収条例(平成16年愛南町条例第59号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「抄本」を「抄本の交付手数料」に改め、「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同項第37号を同項第39号とし、同項第7号から同項第36号までを2号ずつ繰り下げ、同項第6号中「書類の閲覧手数料」を「書類を閲覧に供する事務手数料又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務手数料」に、「書類1件につき」を「書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件につき」に改め、同号を同項第8号とし、同項第5号中「証明書又は戸籍法」を「証明書の交付、同法」に改め、「交付手数料」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付手数料」を加え、「1,400円」を「1通につき1,400円」に改め、同号を同項第7号とし、同項第4号を同項第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。))における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。) 除籍電子証明書提供用識別符号1件につき 700円

第2条第1項第3号中「抄本」を「抄本の交付手数料」に改め、「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。))により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。))における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。) 戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき 400円

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

愛南町手数料徴収条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第1条 略 (種類及び金額等)</p> <p>第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本 _____ 又は同法第120条第1項 _____ 若しくは第126条の規定に基づく <u>磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面</u>の交付手数料 1通につき 450円</p> <p>(2) 略 <u>(新設)</u></p> <p><u>(3) 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本 _____ 又は同法第120条第1項 _____ 若しくは第126条の規定に基づく <u>磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面</u>の交付手数料 1通につき 750円</u></p> <p><u>(4) 略</u> <u>(新設)</u></p>	<p>第1条 略 (種類及び金額等)</p> <p>第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の<u>交付手数料</u>又は同法第120条第1項、<u>第120条の2第1項</u>若しくは第126条の規定に基づく <u>戸籍証明書</u> _____ の交付手数料 1通につき 450円</p> <p>(2) 略</p> <p><u>(3) 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。))により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。))における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</u> 戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき 400円</p> <p><u>(4) 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の<u>交付手数料</u>又は同法第120条第1項、<u>第120条の2第1項</u>若しくは第126条の規定に基づく <u>除籍証明書</u> _____ の交付手数料 1通につき 750円</u></p> <p>(5) 略</p> <p><u>(6) 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行</u></p>

現 行	改 正 案
<p>(5) 戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書又は<u>戸籍法</u>第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他町長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付手数料</p> <hr/> <p>1通につき 350円(婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあつては、<u>1,400円</u>)</p> <p>(6) 戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他町長の受理した書類の<u>閲覧</u>手数料</p> <hr/> <p>書類</p> <p>1件につき 350円</p> <p>(7)～(37) 略</p> <p>2～6 略</p> <p>以下 略</p>	<p>(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。))における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。) <u>除籍電子証明書提供用識別符号1件につき</u> <u>700円</u></p> <p>(7) 戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の<u>交付</u>、<u>同法</u>第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他町長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付手数料又は<u>同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付手数料</u></p> <p>1通につき 350円(婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあつては、<u>1通につき1,400円</u>)</p> <p>(8) 戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他町長の受理した書類を<u>閲覧</u>に供する<u>事務</u>手数料又は<u>同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧</u>に供する<u>事務</u>手数料</p> <p>書類又は<u>届書等情報の内容を表示したもの</u></p> <p>1件につき 350円</p> <p>(9)～(39) 略</p> <p>2～6 略</p> <p>以下 略</p>